

令和2年度追加分 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金FAQ

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課
令和2年11月13日

項目別にQAを編成しています。令和2年10月28日時点版と問番号が変わったものもありますのでご注意ください。

【この補助金について】

No.	問	答	備考
1	令和2年度追加分とは、令和元年度分、令和2年度分とは別の補助金ですか。	「令和2年度追加分」という別の補助金です。 この補助金から、施設に加えて、事業ごとの申請ができるようになりました。 また、かかり増し経費等が補助対象経費として計上できるようになりました。	新規追加
2	令和元年度、令和2年度分の補助金で補助金の交付決定を受けている場合は、申請できますか。	「令和2年度追加分」については、「令和元年度分」「令和2年度分」の申請状況に関わらず対象となるため、補助金を申請することができます。	10/28時点版No.3
3	いつ購入したものが対象ですか。令和元年度に購入したものは対象になりますか。	令和2年4月1日以降に発注・契約された物品等で、令和3年3月31日までに納品・履行及び支払いがされるものが対象です。令和2年4月1日より前に発注・契約された物品等については対象外です。	10/28時点版No.6

【対象施設及び事業について】

No.	問	答	備考
4	補助金の対象施設を知りたい。	本補助事業の対象施設及び事業者は次のとおりです。 認可保育所／幼保連携型認定こども園／地域型保育事業所／横浜保育室／本市に届出済みの認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）	新規追加
5	補助金の対象事業を知りたい。	本補助事業の対象事業は次のとおりです。 ・延長保育事業（給付対象施設が対象となります。） ※幼稚園型認定こども園が実施する延長保育事業を含みます。 ・一時預かり事業（届出済の事業実施者のうち、令和元年度又は2年度に実績がある場合のみ対象。実績のない場合は、届出を出していても対象外とします。） ※幼稚園型認定こども園が実施する一時預かり保育を含みます。 ※横浜市の選定を受けて、認可外保育施設で実施する乳幼児一時預かりを含みます。 ・病児保育事業	新規追加
6	対象事業の一時預かりとは、一時保育とは別のものですか。	同じものです。	新規追加
7	一時預かりの届出はしているが実績が少ない場合も対象となりますか。	対象となります。 届出済の事業実施者のうち、令和元年度又は2年度に実績がある場合には、その実績の多寡は問いません。	新規追加

【上限額について】

No.	問	答	備考
8	申請上限額はいくらになりますか。	申請上限額は対象施設・事業あたり、50万円です。対象施設・事業の詳細は「補助金の交付手続きについて」P3をご確認ください。	10/28時点版No.4
9	認可保育所で、延長保育と一時預かりを実施していれば、150万円を上限に申請できますか。	認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所で延長保育と一時預かりを実施していれば、150万円を上限に申請していただけます。ただし、一時預かりについては、令和元年度または令和2年度に実績がある場合のみ対象となります。	新規追加
10	認可外保育施設で延長保育や一時預かりを実施していれば、100万円もしくは150万円を上限に申請できますか。	認可外保育施設の申請上限額は、原則として施設分の50万円です。例外として、横浜市の選定を受けて、乳幼児一時預かりを実施している場合には、施設分の50万円と一時預かりの事業分の50万円の合計100万円を上限に申請いただけます。	新規追加

【対象経費について】

No.	問	答	備考
11	どのような経費が対象となりますか。	新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に実施した処置にかかる費用や、購入した物品にかかる費用に加えて、新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。	新規追加
12	感染症防止に資する衛生用品や備品とは具体的には何ですか。	マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差支えありません。ただし、食料品、感冒薬（風邪薬等）、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修は対象外です。	10/28時点版No.1
13	新しい生活様式への対応や第2波、第3波対策として必要な物品の購入経費とは何ですか。	例えば、子どもが密にならないようにするための、絵本・おもちゃ、ベビーカー・バギー等の追加購入費など、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品の購入にかかる経費とのことです。ただし、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も対象になります。	10/28時点版No.2
14	次の物品の購入は対象経費となりますか。 掃除機／エアコン／洗濯機／食洗器／空気清浄機／加湿器／滅菌庫／プロジェクター／サーモグラフィ／パーテーション／自動手指消毒器／	購入をすることで感染拡大防止になるのであれば、対象として差支えありません。実績報告の際に、どのように感染拡大防止につながるのか説明を求める場合がありますので、用途や目的の整理をお願いします。	新規追加
15	空気清浄機等のリース代は対象経費となりますか。	空気清浄機等のリース料金については、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が初めて確認された令和2年1月16日以降にコロナ対策として新たにリース契約をしたものに限り、4月1日またはそれ以降の履行開始日から3月31日までの期間の経費について対象となります。（1月15日以前からリース契約をしていた機器の今年度分のリース代は対象外です。）	10/28時点版No.8
16	オンライン環境整備のための、スマートフォンやタブレット端末のリース代は対象経費となりますか。	対象期間内のリース代については対象となります。	新規追加
17	オンライン会議（Zoom等）の導入費用や利用料は対象ですか。	対象期間内については対象となります。	新規追加
18	通信販売で購入した際の送料は経費に含んでもいいですか。	送料も含めて対象となります。	新規追加
19	施設内の消毒清掃を業者に委託した場合の委託料金は対象経費となりますか。	施設の消毒、清掃を外注した場合の委託料金は、4月1日以降の契約で、3月31日までに履行・支払いが完了するものであれば対象経費となります。	10/28時点版No.9

20	保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人件費は対象となりますか。 人材派遣を利用した場合はどうですか。	「令和2年度追加分」より、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新たに雇用したスタッフの人件費、残業手当、人材派遣料も対象となりました。 なお、市から支給している給付費、向上支援費、延長保育事業費など他の交付金・補助金等との重複はできません。	10/28時点版No.11
21	交付決定額を超えた備品を購入した場合、対象経費にすることはできますか。	交付決定額を上限に対象となります。 (例：交付決定額が50万円で購入額が70万円の場合、交付額は50万円になります。)	10/28時点版No.12
22	交付決定額が100万円(150万円)の場合、施設・事業で共用する備品を1施設等あたりの補助額(50万円)を超えて購入した経費は補助対象になりますか。	対象施設・事業で共用する場合は50万円を超えて備品を購入した経費も交付決定額を上限に補助対象となります。 (例：施設及び延長保育で共用する保育室の空気清浄機の購入費用等)	10/28時点版No.13
23	交付決定額が100万円(150万円)の場合、施設・事業で共用する備品の購入経費はどのように実績報告すればいいですか。	経費を明確に区分することが難しい場合には、使用実態や頻度などを考慮し、各事業ごとに配分して報告してください。 (例：申請上限額が150万円で、145万円の備品購入をした場合… 施設50万円/延長保育50万円/一時預かり45万円)	10/28時点版No.14

【申請手続きについて】

No.	問	答	備考
24	補助金の申請は施設単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	原則、施設単位で申請してください。対象施設・事業が複数ある場合は、施設単位でまとめて申請できます。	10/28時点版No.5
25	今後に向けて、どのような書類を準備すればいいですか。	実績報告書の提出時に領収書等、契約・履行・支出を証する書類の添付が必要となりますので、領収書や納品書等の対象経費にかかる書類の整理を行ってください。書類は原本ではなく、写しの提出を依頼します。必要書類がない場合は、補助金の交付ができません。必ず保管しておくようお願いいたします。	10/28時点版No.7
26	今後、どのような手続きがありますか。また、スケジュールはどうなっていますか。	申請書提出(11/20)⇒交付決定 【確定払い(申請した内容を履行済)の場合】 ⇒実績報告(12月下旬)⇒交付額確定(1月下旬) ⇒請求書提出(2月上旬)⇒支払い(3月上旬) 【概算払い(申請した内容の履行がこれから)の場合】 ⇒請求書提出(12月下旬)⇒支払い(1月下旬) ⇒実績報告(3/1)⇒交付額確定(精算) 詳しくは「補助金の交付手続きについて」P6をご参照ください。	10/28時点版No.10